

【利用判断基準】

●病児・病後児保育室を利用できない病状・症状

- ①伝染性疾患（水痘、流行性耳下腺炎、麻疹、風疹、インフルエンザ、ロタなど）の急性期で他児に感染する恐れがある。
- ②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い（血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などで、免疫抑制剤を使用している場合など）。
- ③38.5度以上の発熱が続いている。
- ④嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など）がある。
- ⑤咳がひどく、呼吸困難である（喘息発作を含む）。
- ⑥その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合。

◆病児・病後児保育室の受け入れ対象外の感染症とその許可基準

①麻疹	解熱後3日が経過していれば利用可能
②風疹	発疹の消失後は利用可能
③水痘	すべての発疹が痂皮化すれば利用可能
④流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となれば利用可能
⑤インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過していれば利用可能
⑥マイコプラズマ感染症	解熱後24時間が経過し症状改善していれば、隔離室で利用可能
⑦RSウイルス感染症	解熱後24時間が経過していれば利用可能
⑧ヒトメタニューモウイルス感染症	解熱後24時間が経過していれば利用可能
⑨溶連菌感染症	有効な抗生剤の内服開始後24時間が経過していれば、利用可能
⑩アデノウイルス感染症	解熱後24時間が経過していれば隔離室で利用可能
⑪ヘルパンギーナ	解熱後24時間が経過していれば利用可能
⑫手足口病	発疹・水疱の消失後は利用可能
⑬ロタウイルス・ノロウイルス胃腸炎	医師からの登園・登校許可があれば利用可能
⑭百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
⑮咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで

※解熱後とは、原則として解熱剤使用後6時間経過し、37℃台に解熱したことをさします。

※受診時に熱が37℃台でも新型コロナウイルス、インフルエンザに係る抗原検査のご協力をお願いいたします。

※上記以外でも、お子様の状態によっては受け入れをお断りする場合があります。